

「いわてネクストジェネレーションフォーラム 2021」
開催等業務

業務仕様書

令和 3 年 6 月
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてネクストジェネレーションフォーラム 2021」開催等業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「いわてネクストジェネレーションフォーラム 2021」開催等業務 一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和4年2月15日まで

(3) 予算額

8,851千円以内（税込）

2 「いわてネクストジェネレーションフォーラム」の催事内容

(1) 開催趣旨

東日本大震災津波からの復旧・復興にあたり、県内外の学生をはじめ多くの若者が、まちづくり、NPO やボランティア活動に参画し、大きな力を発揮している。

また、文化芸術分野においても、若者が郷土芸能・伝統工芸はもとより新しい分野でも担い手として活躍し、地域コミュニティの中で重要な役割を果たすなど、復興とその先にある「希望郷いわて」の実現に向けた大きな力となってきた。

令和3年度も、昨年からの新型コロナウイルス感染症により様々な地域イベント等の自粛が余儀なくされているところであるが、「新しい生活様式」の中において、若者の発想と行動力による新たな形での若者同士の交流やネットワークの拡大を促進し、地域活動や文化芸術活動など、様々な分野で活躍している若者の発表及び相互交流の場とするとともに、この取組を広く情報発信することにより、若者の活躍を後押しする。

(2) 全体テーマ：デジタル化で変えるこれからの「働き方」「暮らし」「学び」

コロナ禍を契機に、地方の良さが再認識され、ふるさとづくりにおける大きな転機となっているとともに、テレワークをはじめ、身の回りのあらゆる分野でデジタル化が進展している。

こうした社会環境の変化を踏まえ、これからの働き方、暮らし、学びなどを考えるフォーラムを開催する。

(3) 本業務で対象とする「若者」及び「若者関係団体」

本業務で対象とする「若者」は、概ね高校生から40歳までの男女とし、「若者関係団体」は、当該「若者」が主体となって活動している団体をいう。

(4) メインイベント

① 開催期日

令和3年11月20日(土)及び11月21日(日)

② 開催場所

いわて県民情報交流センター(アイーナ)(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

③ 開催内容

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、集客とインターネット配信(視聴者交流型)の組み合わせにより実施するものとする。

○ 主なイベント構成

No.	項目
1	開幕イベント
2	講演
3	パネルディスカッション
4	若者による企画セッション
5	ブース出展
6	ステージ発表
7	閉幕イベント
8	交流セッション

○ 会場の使用日程

	小田島組☆ ほ～る	県民プラザ A・B・C	会議室 703	ミーティ ング ルーム 707・708	リハー サル室	控室 710・711・ 712・713	研修室 813・814
11/19(金)	9:00～21:00			—			
11/20(土)	〃			9:00～21:00			
11/21(日)	〃			〃			

※ 11月19日(金)は、WEB配信の動作確認及び事前準備(搬入やリハーサル)等で使用

※ 当該イベントのメイン会場は、「小田島組☆ほ～る」とする。

○ 会場の実施内容(想定)

月日	実施内容
11/20 (土)	1 開幕イベント(小田島組☆ほ～る) 開会宣言及び「いわてネクストジェネレーションフォーラム2021」の開幕に相応しい企画を実施 2 ステージ発表(小田島組☆ほ～る) ダンス、演劇、歌、映像上映などパフォーマンスを想定 3 展示発表・ブース出展(県民プラザA・B・C) 文化芸術作品や地域活動・団体活動の紹介などの展示を想定 4 若者による企画セッション(会議室or研修室) 若者が現在取り組んでいる、今後取り組みたいと考えているアイデア企画の発表等を想定

11/21 (日)	1 講演、パネルディスカッション（小田島組☆ほ〜る） （テーマ）デジタルで変えるこれからの「働き方」「暮らし」「学び」 2 展示発表・ブース出展（県民プラザA・B・C） 文化芸術作品や地域活動・団体活動の紹介などの展示を想定 3 若者による企画セッション（会議室or研修室） 4 閉幕イベント（小田島組☆ほ〜る） 閉会宣言及び「いわてネクストジェネレーションフォーラム2021」の閉幕に相 応しい企画を実施
後日 設定	事後交流会 当該イベント参加者を対象に、インターネットを活用した交流を想定

※（括弧書き）：会場名（想定）

○ 講演・トークセッション

令和3年11月21日（日） 13:00～16:00（想定）

- ・ 講演 【講師】株式会社MOVIMAS（モビマス）代表取締役

株式会社八幡平スマートファーム 代表取締役社長

兒玉 則浩 氏

【内容】八幡平市で展開する松川地熱発電所の温水を活用した通年のバジル栽培の取組の紹介をはじめ、今後地域資源とIoT技術の組み合わせによって生まれる産業の可能性や、首都圏からの本社移転で変わるこれからの働き方等についての講演を想定

- ・ パネルディスカッション

【コーディネーター】一般社団法人いわて圏 代表理事 佐藤 柗平 氏

【パネリスト】県内外で活躍する若者3名（程度）

【コメンテーター】上記講師及び知事

※ パネルディスカッション開始前に、基調報告として、昨年度のネクストジェネレーションフォーラム以降にあった若者をめぐる主な出来事や取組を紹介すること（5分程度）。内容については、県と調整すること。

※ パネリストについては、県、コーディネーター及び受託者が協議のうえ別途決定する。

※ コーディネーターの佐藤氏は、トークセッションの内容構築や設計からのお手伝いが可能。

○ 若者による企画セッション

※ 全体テーマについて、若者が現在取り組んでいる、今後取り組みたいと考えているアイデア企画について議論を深めるなど、次の活動につながるようなセッションの場とすること。

○ ブース出展団体例

- ① 一般募集団体（地域での様々な活動をしている若者、若者関係団体）
- ② 県関係団体等

- ・ いわて若者アイデア実現補助事業活用団体

※ 採択団体は、岩手県公式ホームページで、「いわて若者アイデア実現補助」と検索してください。

- ・ いわて若者交流ポータルサイト「コネクサス」登録団体
- ・ 若者文化振興事業費補助活用団体
- ・ 岩手県紹介（いわて移住定住ポータルサイト、広域振興局ほか）等・・・・・・数件程度

○ ステージ発表団体例

一般募集团体（地域での様々な活動をしている若者、若者関係団体）

No.	ジャンル	内容
1	地域活動	地域づくり（例：世代間交流、移住・定住の促進）、ボランティア、起業等に関連する活動
2	ファッション	ヘアショー、ファッションショー、ネイル、古着
3	食	高度調理、スイーツ
4	メディア・コンテンツ	
	音楽	アカペラ、「歌ってみた」、ボーカロイド、ビートボックス、弾き語り（ギター・ピアノ等）、管楽器・弦楽器等演奏、雅楽
	映像	ショートムービー、映像展示
	アニメ	声優、アニソン、コスプレ、フィギュア
	マンガ	Webマンガ、ストーリーマンガ、4コママンガ
	デジタルコンテンツ	デジタル映像、デジタルアーツ、格闘ゲーム、eスポーツ
5	その他	
	伝統文化	書道パフォーマンス、華道、茶道、絵画、俳句
	伝統芸能	郷土芸能、和太鼓
	伝統工芸	南部鉄器、漆器（浄法寺塗、秀衡塗）、岩谷堂箆笥
	デザイン	商業デザイン、工業デザイン、痛車
	ご当地アイドル	ご当地アイドル、ご当地ヒーロー
	文学	ケータイ小説、ライトノベル
	演劇	演劇、一人芝居
	ダンス	ストリートダンス、「踊ってみた」、ヲタ芸、ベリーダンス、サルサ、Yosakoi、フラメンコ
	ストリートパフォーマンス(大道芸)	ジャグリング、ダブルダッチ、フラッシュモブ、BMX（自転車）、リフティングパフォーマンス
お笑い	落語、漫才、コント	

(5) その他イベント

① 事前PR活動等

（例：大学内インフォメーションでの周知や、若者イベント（インターネット開催含む）でのPR活動）

② 出演・出展団体を対象とした事前説明会、事後交流会（インターネットを活用すること）

3 委託業務内容

(1) 本体業務

上記2に掲げる催事に係る一連の業務

- ア 出演者・出展者（講師・パネリストを含む）の調整・管理業務（一般公募については募集・選考を含む）
- イ 一般来場者への開催案内（ポスター・リーフレット等の作成・配布・インターネット（SNS含む）等による開催周知を含む）、当日来場者案内用リーフレットの作成
- ウ 関係機関・出演者（講師、パネリスト、コーディネーターを含む）、会場管理者等との連絡調整
- エ イベント開催における新型コロナウイルス感染症対策（「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を参照）
- オ ステージ運営管理（音響、照明、司会、進行、出演者案内、音楽著作権利用申請、安全管理等一切の業務）
- カ 展示等運営管理（ブース施行、安全管理等一切の業務）
- キ インターネット配信（インターネット回線引込工事、配信機材の手配、原状回復含む）
なお、音楽著作権等の取扱により、インターネットによる動画配信ができない発表等については、配信を行わない。
- ク 開幕・閉幕イベント、事後交流会・受託者企画イベントの企画・運営管理（ゲストの招聘を含む）
- ケ 「いわてネクストジェネレーションフォーラム2021」開催期間中における一般来場者案内用の横断幕、立て看板、案内パネル、案内板等の製作・設置
- コ 各イベント来場者数のカウント及び集計結果のとりまとめ（インターネット視聴者含む）
- ク トークイベント（講演、パネルディスカッション、トークショー）のシナリオ作成及び進行、懇談録・講演録の作成
- シ ステージ発表（講演、パネルディスカッション、トークショー、パフォーマンス）及びブース出展等を県ホームページ及びインターネットへの掲載を目的とした動画の編集
- ス この1年間にあった若者をめぐる主な出来事や取組を紹介する動画の編集
- セ 次年度以降の開催の参考とするための、一般来場者、出演者、出展者、ボランティア等へのアンケートの実施、クロス集計等による分析
- ソ 上記業務の統括

【留意事項】

1 共通

- (1) 県と随時打合せのうえ、10月15日（金）を目途に運営・安全管理を行う者が使用する「イベント運営マニュアル」及び構成台本（完成済みのもの）を提出すること。また、「いわてネクストジェネレーションフォーラム2021」開催期間中（準備、後片付けを含む）は、各会場に運営・安全管理等に要する人員を適切に配置すること。
- (2) 運営・安全管理を行うための補助的な人員について、ボランティア又は本業務仕様書3(2)イでの人員協力によるもの等も可とし、この場合、事前説明会の実施等により本業務仕様書の要求を満たすものとする。
- (3) 全イベントを通じて、発表者と観客及びインターネット視聴者が双方向で意見交換や交流が行われる企画となるよう工夫すること。（ニコニコ超会議等を参考にすること）
- (4) 企画運営に当たっては、若者関係団体に所属する学生等をはじめ、出演・出展団体の提案を取り入れるよう努めること。

2 開幕・閉幕イベントの実施

若者関係団体に所属する学生等の意見も踏まえ、受託者がゲストの招聘を含めて企画実施し、若者を中心に広く支持され、集客力やインターネットで多くの視聴が期待できるアーティストや著名人、有識者等を検討すること。

3 講演・パネルディスカッションの実施

(1) 県が提示する講師及びコーディネーター、パネリストと協議のうえ、受託者においてシナリオ等、企画運営を担当すること。

(2) 会場全体を含む活発な意見交換、盛り上がりが見られる工夫を企画提案すること。

4 ステージ発表・ブース出展・事後交流会の実施

発表者・出展者と一般来場者及びインターネットの視聴者、参加者同士等の交流が活発となる企画とすること。

5 受託者による企画イベントの実施

(1) イベントについては、全体テーマ『デジタル化で変えるこれからの「働き方」、「暮らし」、「学び」』との連動や、若者に関心が高く、来場者及びインターネット視聴者等が参加・交流できるような内容となるよう検討すること。

(2) イベントの企画にあたっては、本業務仕様書2(4)及び(5)を参考とすること。

6 一般来場者案内用の横断幕、立て看板、案内パネル、案内板等の製作・設置、誘導係員の配置

会場周辺に到着した一般来場者が、迷うことなく目的の会場に到達するとともに複数の会場を回ることができるよう、必要な情報を盛り込んだ看板等を必要な位置に設置するとともに、誘導係員を配置し新型コロナウイルス感染症対策のための入場制限等を行うこと。

7 一般来場者、インターネット視聴者、出演者、出展者、ボランティア等へのアンケートの実施

(1) 一般来場者及びインターネット視聴者へのアンケートについては、ノベルティの配布等により収集する仕組みを設けること。

(2) 出演者、出展者、ボランティア等へのアンケートについては、全員から回収すること。

(2) 附帯業務

ア 宣伝・広報

(ア) 概要

(a) 多くの若者に参加（インターネット視聴を含む）してもらうための効果的な広報を実施すること。

(b) 「いわてネクストジェネレーションフォーラム2021」のキャッチコピーを提案し、ポスター・リーフレット・ホームページ等による効果的且つタイムリーな情報発信を実施すること。

(イ) 媒体・方法

(a) 「いわてネクストジェネレーションフォーラム2021」のキャッチコピー（愛称）の提案も可。

(b) ポスターの作成・配付

一般来場者への参加呼びかけ用（A 2判、カラー、片面、500枚程度を想定）

(c) リーフレットの作成・配付

- ① 出演者・出展者等確保用（HP等の掲載を前提としたデータを作成し必要に応じて印刷、仕様はA 4判、カラー、両面）
- ② 一般来場者への参加呼びかけ用（A 4判、カラー、両面、5,000枚程度を想定）
- ③ 当日来場者配布（仕様は任意、2,500部程度を想定）

(d) ホームページ等（SNS配信含む）の作成、運用、管理

- ① シンプル且つ直観的な操作で必要な情報を得られるとともに、動画配信やソーシャルネットワーク・サービス（以下「SNS」という。）に対応したウェブサイトとして、閲覧者のニーズに合ったコンテンツの効果的な情報発信及びページの更新を行うこと。

（主な内容）

- ・ 「いわてネクストジェネレーションフォーラム2021」実施内容の周知
 - ・ 出演者、出展者、企業等協賛、その他応援メッセージ等の募集
 - ・ 各出演者・出展者の活動状況などイベント当日に向けて盛り上がり資する情報の発信
 - ・ イベント当日のインターネット配信（ニコニコ超会議等を参考に視聴者交流型とすること）
 - ・ 開催結果（ダイジェスト版）動画の配信
- ② ホームページは、契約後速やかに令和2年度に開設したホームページデータを県から引き継いで管理・運用を開始し、岩手県公式ホームページにリンクさせること。また、内容を適切な時期に追加するなどの更新を行うこと。

（参考）令和2年度に開設したホームページ

「<http://iwatenextgene.com/>」

- ③ 日及び月単位で、ユニークユーザー数及び各構成ページのページビューを集計する機能を継続して利用すること。
- ④ 若者が気軽に情報を入手し、情報交換できるよう、スマートフォン等にも対応したページ更新を行うとともに、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等のSNSのアカウント（フェイスブック、ツイッター、インスタグラムのアカウントは令和2年度取得済み）によりリアルタイムでの情報発信を行い、ホームページ内容とリンクさせること。
- ⑤ 開催結果のオンデマンド配信については、YouTube、ニコニコ動画等既存の動画共有サービスにアカウントを取得することで配信することも認めること。

(e) その他の宣伝・広報媒体

(a)～(d)の内容のほか、予算の範囲内で、テレビCM、新聞・広告掲載、ラジオCM、プロモーションビデオなどの媒体の活用及びその組み合わせにより、効果的な宣伝・広報を行う方法を提案すること。

(f) 知的財産権の帰属等

- ① 本調達に係る作業過程において作成した成果物、改修されたプログラムに対する権利（著作権法昭和45年法律第48号第27条及び第28条に定める権利を含む）は、県から受託者に

本調達に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。但し、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

- ② パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。
- ③ 受託者は、本調達の成果物に係る著作権者人格権を行使又は主張しないものとする。
- ④ 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。
- ⑤ システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、県に帰属するものとする。

(g) 機密保持

- ① 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、函面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。
 - ・ 県から取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・ 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ・ 法令等に基づき開示されるもの
 - ・ 県から秘密でないと指定されたもの
 - ・ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議のうえ、承認を得たもの
- ② 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- ③ 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- ④ 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に県に返却するものとする。

イ 企業等への協力依頼

(ア) 県と連携し、事業の趣旨に理解を得られた学校、企業等に、人員、物資、場所等の協力を求めること。

(イ) 県と連携し、企業等からの協力を得て、受託者において集客力及びインターネット視聴者数を高める効果的なイベント運営に活用すること（活用内容については、県と協議すること）。

※ 協賛の一例

- ・ 会場のスペースを活用した展示
- ・ 企業等有する専門的知識・技術を活かした講義やワークショップ等の実施

ウ イベントとしての一体感を高めるための企画及び会場と周辺の雰囲気盛り上げるための企画

- (ア) 会場間及び各催しの回遊性を高めることや、インターネットの視聴者も各会場の催しが視聴できるなど、イベントとしての一体感を高める企画を提案し実施すること。
- (イ) 出演者、出展者、ボランティア等が積極的に関わるとともに相互に活発に交流するための事前説明会・事後交流会をインターネットの活用等により実施すること。

【留意事項】

1 宣伝・広報

- (1) 会場（アイーナ）や発表内容（ステージ発表、展示等ステージ発表以外の発表）の別に関わらず、集客や多くのインターネット視聴者の参加を図るため、事前広報について具体的且つ効果的で多くの方に関心を持ってもらえるものとなるよう特に注力すること。
- (2) 掲示等の効果が期待できる施設等に送付して周知を依頼すること。（チラシ等のデータを含む）
- (3) 県が保有している公開可能な情報は提供するが、必要に応じて不足資料の収集や内容確認等も業務に含むものとする。
- (4) ホームページのデータについて、県へのデータ提供等、次年度に使用するための作業を実施すること。

2 イベントとしての一体感を高めるための企画及び会場と周辺の雰囲気盛り上げるための企画

(1) 共通事項

- ア 会場（アイーナ）や発表内容（ステージ発表、展示等ステージ発表以外の発表）の別に関わらず、集客や多くのインターネット視聴者の参加を図るための案内・誘導となるよう注力すること。
- イ 企画の提案に当たり、同時期に開催される催しと連携を図ること。
- ウ 複数の提案を組み合わせてもよいこと。（雨天の場合など）
- エ 受託者が企画・提案してステージ発表や展示等の発表を実施することができること。

(2) 若者活躍支援のイベントとしての一体感を高めるための企画

- ア 業務仕様書2(4)及び(5)に掲げるイベントについて、一体感を醸成する内容を企画・実施すること。
- イ 県が実施する若者活躍支援イベント（カフェミーティング出張開催、若者交流ミーティング出張開催等）の受託事業者（株式会社岩手めんこいテレビ（担当：編成業務局_三浦亮祐氏 TEL019-656-3301））と連携し、一体的に実施すること。

(3) 会場と周辺の雰囲気盛り上げるための企画

- 会場周辺の賑わいが会場の雰囲気の盛り上げにとって重要であると考えられることから、周辺施設等との連携などについても考慮すること。

4 成果品

成果品について、次のとおり作成し県に提出する。

(1) 内容

ア 実施報告書 カラー10部

本仕様書の内容に従い事業を実施し完了したことを、次の内容を含めて作成すること。

- ・ 全ての催事（ステージ発表、ブース出展においては全ての出演・出展団体分）の概要を撮影したカラー写真を掲載すること。
- ・ 次年度以降の開催の参考とするための、一般来場者、出演者、出展者、インターネット視聴者、ボランティア等へのアンケート実施結果、クロス集計等による分析結果を掲載すること。
- ・ 講演・パネルディスカッションやトークショーなどの企画については、発言内容の全文を掲載すること。
- ・ カラー印刷の元データ及び掲載写真のデータを、USBメモリ又はDVD等により提出すること。

イ インターネット用動画ファイル一式（岩手県公式動画チャンネル（YouTube）掲載用）

- ・ パネルディスカッション、ステージ発表、ブース出展等に係る動画及びダイジェスト版動画を、県ホームページ及びその他インターネットサイトに掲載可能な動画ファイル形式で提出すること。
- ・ 動画ファイルの加工・編集・形式・容量及び納品方法については、県と調整すること。（岩手県公式動画チャンネル「いわてネクストジェネレーションフォーラム2020」動画を参照のこと。）

(2) 納入場所

岩手県環境生活部若者女性協働推進室

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁11階

電話：019-629-5336, 5337

(3) その他

ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む。）は、県に帰属するものとする。

イ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませたうえで成果品を納入すること。これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、上記①に該当しない限りにおいて、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項について県に文書で協議し、了承を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約期間終了後においても同様の扱いとする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。